



発行 東京都

目次

103

条 例

- 東京都情報公開条例の一部を改正する条例……………（生活文化局）…三
- 東京都特定個人情報情報の保護に関する条例の一部を改正する条例……………（同）…四
- 特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例……………（同）…五
- 東京都教育委員会の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例……………（東京都教育委員会）…五
- 学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例……………（同）…五
- 都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例及び都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例の一部を改正する条例……………（同）…六
- 東京都立学校設置条例の一部を改正する条例……………（同）…七
- 東京都都市整備局関係手数料条例の一部を改正する条例……………（都市整備局）…八
- 東京都営住宅条例の一部を改正する条例……………（住宅政策本部）…八
- 東京都福祉住宅条例の一部を改正する条例……………（同）…九
- 東京都引揚者住宅条例の一部を改正する条例……………（同）…九
- 東京都小笠原住宅条例の一部を改正する条例……………（同）…九
- 東京都地域特別賃貸住宅条例の一部を改正する条例……………（同）…一〇
- 東京都特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例……………（同）…一〇
- 東京都福祉保健局関係手数料条例の一部を改正する条例……………（福祉保健局）…一〇
- 保健所の設置等に関する条例の一部を改正する条例……………（同）…二

条例のあらまし

- 東京都民生委員定数条例の一部を改正する条例……………（同）…二
- 東京都大気汚染障害者認定審査会条例の一部を改正する条例……………（同）…二
- 東京都感染症の診査に関する協議会条例の一部を改正する条例……………（同）…三

●東京都情報公開条例の一部を改正する条例（条例第三十一号）

- 一 東京都公文書の管理に関する条例（平成二九年東京都条例第三十九号）の改正に伴い、規定を整備します。
- 二 この条例は、令和二年四月一日から施行します。

●東京都特定個人情報情報の保護に関する条例の一部を改正する条例（条例第三十二号）

- 一 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第一六号）の施行による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二五年法律第二七号）の改正等に伴い、規定を整備します。
- 二 この条例は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第十号に規定する政令で定める日ほかから施行します。

●特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例（条例第三十三号）

- 一 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第一六号）の施行による行

政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成一四四年法律第一五一号)の改正に伴い、規定を整備します。

二 この条例は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条本文に規定する政令で定める日から施行します。

●東京都教育委員会の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(条例第三四号)

一 都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例(昭和四九年条例第三〇号)の改正等に伴い、特別区及び市町村の事務の範囲に係る規定を改めます。

二 この条例は、令和二年四月一日から施行します。

●学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(条例第三五号)

一 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律(令和元年法律第三七号)の施行による地方公務員法(昭和二五年法律第二六一号)の改正に伴い、規定を整備します。

二 この条例は、令和元年一月一四日から施行します。

●都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例及び都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例の一部を改正する条例(条例第三六号)

一 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律(平成二九年法律第二九号)の施行による地方公務員法(昭和二五年法律第二六一号)及び地方自治法(昭和二二年法律第六七号)の改正を踏まえ、会計年度任用職員として任用する時間講師の報酬に係る規定を整備するほか、所要の改正を行います。

二 この条例は、令和二年四月一日ほかから施行します。

●東京都立学校設置条例の一部を改正する条例(条例第三七号)

一 特別支援教育の推進を図るため、都立特別支援学校を設置します。

(一) 名称 東京都立八王子西特別支援学校

位置 八王子市東浅川町五四六番地一

(二) 名称 東京都立花畑学園

位置 足立区南花畑五丁目二四番四九号

二 この条例は、公布の日から施行します。

●東京都都市整備局関係手数料条例の一部を改正する条例(条例第三八号)

一 手数料の額を改定するほか、規定を整備します。

(例) 二級建築士試験又は木造建築士試験手数料

一七、七〇〇円 ↓ 一七、九〇〇円

二 この条例は、令和元年一〇月一日ほかから施行します。

●東京都営住宅条例の一部を改正する条例(条例第三九号)

一 子育て世帯に対する支援の拡充を図るため、定期使用許可に関する規定を改めるとともに、東京都営住宅への入居の円滑化を図るため、連帯保証人に係る規定を削除するほか、規定を整備します。

二 この条例は、公布の日から施行します。

●東京都福祉住宅条例の一部を改正する条例(条例第四〇号)

一 東京都福祉住宅への入居の円滑化を図るため、連帯保証人に係る規定を削除します。

二 この条例は、公布の日から施行します。

●東京都引揚者住宅条例の一部を改正する条例(条例第四一号)

一 東京都引揚者住宅への入居の円滑化を図るため、保証人に係る規定を削除します。

二 この条例は、公布の日から施行します。

●東京都小笠原住宅条例の一部を改正する条例 (条例第四二号)

- 一 東京都小笠原住宅への入居の円滑化を図るため、連帯保証人に係る規定を削除します。
- 二 この条例は、公布の日から施行します。

●東京都地域特別賃貸住宅条例の一部を改正する条例 (条例第四三号)

- 一 地域特別賃貸住宅への入居の円滑化を図るため、連帯保証人に係る規定を削除します。
- 二 この条例は、公布の日から施行します。

●東京都特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例 (条例第四四号)

- 一 特定公共賃貸住宅への入居の円滑化を図るため、連帯保証人に係る規定を削除します。
- 二 この条例は、公布の日から施行します。

●東京都福祉保健局関係手数料条例の一部を改正する条例 (条例第四五号)

- 一 介護保険法施行規則の一部を改正する省令 (平成三十二年厚生労働省令第三五号) の施行に伴い、介護サービス情報の調査の対象として追加された介護サービスに係る手数料を設けるほか、所要の改正を行います。
- 二 この条例は、公布の日から施行します。

●保健所の設置等に関する条例の一部を改正する条例 (条例第四六号)

- 一 東京都西多摩保健所の移転に伴い、位置を改めます。  
青梅市東青梅五丁目一九番地の六  
↓青梅市東青梅一丁目一六七番地の一五
- 二 この条例は、令和元年九月三〇日から施行します。

●東京都民生委員定数条例の一部を改正する条例 (条例第四七号)

- 一 民生委員の定数を改めます。
- 二 この条例は、令和元年二月一日から施行します。

●東京都大気汚染障害者認定審査会条例の一部を改正する条例 (条例第四八号)

- 一 東京都西多摩保健所の移転に伴い、東京都西多摩保健所大気汚染障害者認定審査会の位置を改めます。
- 二 この条例は、令和元年九月三〇日から施行します。

●東京都感染症の診査に関する協議会条例の一部を改正する条例 (条例第四九号)

- 一 東京都西多摩保健所の移転に伴い、東京都西多摩保健所感染症の診査に関する協議会の位置を改めます。
- 二 この条例は、令和元年九月三〇日から施行します。

条 例

東京都情報公開条例の一部を改正する条例を公布する。

令和元年九月二十六日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第三十一号

東京都情報公開条例の一部を改正する条例

東京都情報公開条例 (平成十一年東京都条例第五号) の一部を次のように改正する。

第二条第二項第二号中「都の公文書館その他」を削り、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 東京都公文書等の管理に関する条例 (平成二十九年東京都条例第三十九号) 第二条第四項に規定する特定歴史公文書等

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

東京都特定個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を公布する。  
令和元年九月二十六日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第三十二号

東京都特定個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

第一条 東京都特定個人情報の保護に関する条例（平成二十七年東京都条例第四百四十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第六項中「氏名、住所、生年月日、性別、個人番号、個人番号カードの有効期間が満了する日及び本人に係る住民票に住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条の二十六第一項に規定する通称が記載されているときは当該通称」を「次に掲げる事項」に、「その他の」を「その他」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 氏名
  - 二 住所
  - 三 生年月日
  - 四 性別
  - 五 個人番号
  - 六 個人番号カードの有効期間が満了する日
  - 七 本人に係る住民票に住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条の二十六第一項に規定する通称が記載されているときは、当該通称
- 第九条第二項中「（住民基本台帳法別表第一から別表第四までの上欄に掲げる者のうち都の実施機関に係るものに限る。）」を削り、「第三十条の九から第三十条の十二まで」を「第三十条の十一又は第三十条の四十四の四」に、「機構保存本人確認情報（同法第三十条の九に）」を「同法第三十条の七第四項に」に、「をいう。」を「又は同法第三十条の四十二第四項に規定する機構保存附票本人確認情報」に改める。
- 第十一条中「若しくは通知カード及び当該通知カードに記載された事項がその者に係るものであることを証するものとして行政手続における特定の個人を識別するため

の番号の利用等に関する法律施行規則（平成二十六年内閣府令・総務省令第三号）で定める書類」を削り、「こと又はこれらに代わるべき」を「措置その他」に改める。

第十三条第二項中「第四条第二項」の下に「及び第三項」を加える。

第二条 東京都特定個人情報の保護に関する条例の一部を次のように改正する。

第二条第六項第二号中「住所」の下に「（国外転出者（住民基本台帳法第十七条第三号に規定する国外転出者をいう。以下同じ。）にあつては、国外転出者である旨及びその国外転出届（同号に規定する国外転出届をいう。）に記載された転出の予定年月日）」を加え、同項第七号中「（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条の二十六第一項」を「第三十条の十六第一項」に改め、同号を同項第八号とし、同項第六号の次に次の一号を加える。

七 本人に係る住民票に住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条の十三に規定する旧氏が記載されているときは、当該旧氏

附則

（施行期日）

1 この条例は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号。以下「改正法」という。）附則第一条第十号に規定する政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中第二条第六項及び第十三条第二項の改正規定 公布の日
- 二 第二条中第二条第六項の改正規定（同項第七号中「（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条の二十六第一項」を「第三十条の十六第一項」に改め、同号を同項第八号とし、同項第六号の次に一号を加える部分に限る。） 令和元年十一月五日
- 三 第一条中第十一条の改正規定及び次項の規定 改正法附則第一条第六号に規定する政令で定める日

（経過措置）

2 東京都特定個人情報の保護に関する条例第九条第一項に規定する個人番号利用事務

等実施者が、同項の規定により前項第三号に定める日（以下「施行日」という。）において現に改正法第四条の規定による改正前の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「旧法」という。）第七条第一項若しくは第二項又は旧法附則第三条第一項から第三項までの規定による通知カード（旧法第七条第一項に規定する通知カードをいう。以下同じ。）の交付を受けている者（施行日以後当該通知カードの交付を受けている者に係る通知カードに係る記載事項に変更があった者を除く。以下「通知カード所持者」という。）である本人（同条例第二条第五項に規定する本人をいう。以下同じ。）から同条例第二条第四項に規定する個人番号の提供を受けるときにおける当該通知カード所持者が本人であることを確認するための措置については、この条例による改正後の東京都特定個人情報保護に関する条例第十一条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例を公布する。

令和元年九月二十六日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第三十三号

特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

特定非営利活動促進法施行条例（平成十年東京都条例第九十九号）の一部を次のように改正する。

第七条中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第五条」を「第八条」に改め、「縦覧及び閲覧に代えて当該書面等」を削り、「縦覧及び閲覧を」を「により」に改める。

附 則

この条例は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）附則第一条本文に規定する政令で定める日から施行する。

東京都教育委員会の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和元年九月二十六日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第三十四号

東京都教育委員会の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

東京都教育委員会の事務処理の特例に関する条例（平成十一年東京都条例第百十五号）の一部を次のように改正する。

第二条の表六の項ハの次に次のように加える。

二 条例第八条の二（条例第十三条の二において準用する場合を含む。）の規定による講師の期末手当の支給

第二条の表七の項中「非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例」を「非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」に、「再雇用職員」を「会計年度任用職員」に改め、同項口の次に次のように加える。

ハ 条例第五条の規定による期末手当の支給

第二条の表八の項中「第二十二条第二項及び同項の施行のための東京都人事委員会規則に基づく」を「第二十二条の二第一項に基づく、」に改め、「含む。」の下に「以下同じ。」を加え、「の臨時的任用」を「に欠員等が生じた場合における会計年度任用職員の採用」に改め、同表九の項中「臨時的任用職員」を「会計年度任用職員」に改める。

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和元年九月二十六日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第三十五号

学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

学校職員の給与に関する条例（昭和三十一年東京都条例第六十八号）の一部を次のよ

うに改正する。

第十条第三項中「(同法第十六条第一号に該当する場合を除く。)」を削る。

第二十四条第一項及び第二十四条の二第一項中「若しくは地方公務員法第十六条第一号に該当して同法第二十八条第四項の規定により失職し」を削る。

第二十四条の二の二第二号中「(同法第十六条第一号に該当して失職した職員を除く。)」を削り、同条第三号及び第四号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

附則

この条例は、令和元年十二月十四日から施行する。

都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例及び都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和元年九月二十六日

東京都知事 小池百合子

●東京都条例第三十六号

都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例及び都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

第一条 都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例(昭和四十九年東京都条例第三十号)の一部を次のように改正する。

第二条中第二項を削り、第三項を第二項とする。

第三条を次のように改める。

第三条 削除

第四条第一項中「の各号」を削り、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 東京都教育委員会(以下「教育委員会」という。)が定める授業の実施に付随する業務に要する時間

第四条第二項中「については、」の下に「東京都人事委員会(以下「人事委員会」という。)の承認を得て」を加える。

第五条第一項中「準常勤講師には次に掲げる休暇を、それ以外の時間講師には第一

号に掲げる休暇を」を「時間講師には、次に掲げる休暇を、人事委員会の承認を得て」に改め、第二号を削り、第三号を第二号とし、同号の次に次の二号を加える。

三 介護休暇(次項に規定するものを除く。)

四 介護時間

第五条第二項中「前項第三号」を「前項第二号」に、「準常勤講師」を「時間講師」に、「及び慶弔休暇」を「、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、子どもの看護休暇、生理休暇、慶弔休暇、夏季休暇及び短期の介護休暇」に改める。

第六条第一項中「基礎報酬」を「時間を単位とし、非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(昭和三十一年東京都条例第五十六号)第二条に定める額を超えない範囲内において、人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める額の報酬」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項に規定するもののほか、報酬の支給方法その他必要な事項は、人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める。

第六条第三項及び第四項を削る。

第七条第一項中「準常勤講師が第五条第一項各号に掲げる年次有給休暇、病欠休暇(教育委員会規則で定める日数を限度とする。 )又は特別休暇を、それ以外の時間講師が同項第一号に掲げる年次有給休暇」を「第五条第一項第一号に規定する年次有給休暇又は同項第二号に規定する特別休暇(妊娠出産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、子どもの看護休暇、生理休暇及び短期の介護休暇を除く。 )に、「その勤務しない時間について、前条に定める報酬を支給しない」を「人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める方法により算定した額を減額して報酬を支給する」に改め、同条第二項中「かわらず、」及び「場合は、」の下に「人事委員会の承認を得て」を加える。

第十条を次のように改める。  
(休暇の付与)

第十条 第五条の規定は、日勤講師の休暇の付与について準用する。この場合において、同条第一項及び第二項中「時間講師」とあるのは、「日勤講師」と読み替えるものとする。

第十二条第一項中「第十条第一項第一号」を「第十条で準用する第五条第一項第一号」に改める。

第二条 都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例の一部を改正する条例（平成三十年東京都条例第百二十三号）の一部を次のように改正する。

第六条第三項の改正規定及び同条第四項の改正規定を削る。

第二章第八条の次に一条を加える改正規定のうち第八条の二第一項中「、若しくは法第十六条第一号に該当して法第二十八条第四項の規定により」を削り、同条第二項中「第六条第三項第一号」を「第六条第一項」に、「学校職員給与条例」を「学校職員の給与に関する条例（昭和三十一年東京都条例第六十八号。以下「学校職員給与条例」という。）」に改める。

第三章第十三条の次に一条を加える改正規定中「第六条第三項第一号」を「第六条第一項」に改める。

附則中「平成三十二年四月一日」を「令和二年四月一日」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条の規定（第八条の次に一条を加える改正規定のうち第八条の二第一項の改正規定を除く。）公布の日

二 第二条中第八条の次に一条を加える改正規定のうち第八条の二第一項の改正規定  
令和元年十二月十四日

(経過措置)

2 この条例による改正前の都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第三条の規定に基づき、令和二年三月三十一日現在において準常勤講師に認定されている者のうち、同年四月一日以降時間講師に任用されるもの（人事委員会の承認を得て教育委員会が別に定めるものに限る。）については、同日から令和五年三月三十一日までの間、この条例による改正後の都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第五条第一項第一

号から第四号までに掲げる休暇のほか、改正前の条例第五条第一項第二号に掲げる病気休暇を、人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める基準により付与するものとする。

3 時間講師が、前項に規定する病気休暇（人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める日数を限度とする。）を承認された場合は、改正後の条例第七条第一項の規定にかかわらず、報酬を減額しない。

4 令和二年四月一日から令和五年三月三十一日までの間、附則第二項の適用を受ける者における改正後の条例第七条第一項の規定の適用については、同項中「妊娠出産休暇、母子保健健診休暇」とあるのは、「母子保健健診休暇」と読み替えるものとする。

東京都立学校設置条例の一部を改正する条例を公布する。

令和元年九月二十六日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第三十七号

東京都立学校設置条例の一部を改正する条例

東京都立学校設置条例（昭和三十九年東京都条例第百十三号）の一部を次のように改正する。

別表四の項中

同 臨海青海特別支援学校 同 青海二丁目五番一号 を

同 臨海青海特別支援学校 同 青海二丁目五番一号 に、

同 八王子西特別支援学校 八王子市東浅川町五百四十六番地一

同 水元小台学園 葛飾区水元一丁目二十四番一号 を

同 水元小台学園 葛飾区水元一丁目二十四番一号 に改める。

同 花畑学園 足立区南花畑五丁目二十四番四十九号

附則

この条例は、公布の日から施行する。

東京都都市整備局関係手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

令和元年九月二十六日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第三十八号

東京都都市整備局関係手数料条例の一部を改正する条例

東京都都市整備局関係手数料条例(平成十二年東京都条例第七十七号)の一部を次のように改正する。

別表一の部第六の款一の項及び二の項中「一万九千二百円」を「一万九千三百円」に改め、同款三の項中「第六条第三項」を「第六条の二第三項」に改め、同款六の項中「一万七千七百円」を「一万七千九百円」に改める。

附則

この条例は、令和元年十月一日から施行する。ただし、別表一の部第六の款三の項の改正規定は、公布の日から施行する。

東京都営住宅条例の一部を改正する条例を公布する。

令和元年九月二十六日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第三十九号

東京都営住宅条例の一部を改正する条例

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項第一号中「資格を有する連帯保証人の連署する」を削り、同号ただし書を削る。

第十二条第一項中「第三項」を「第四項」に改める。

第三十条第二項中「含む」の下に「。以下同じ」を加える。

第三十九条の二第二項に次のただし書を加える。

ただし、第一号に該当する場合に限り、当該許可に係る使用期間の終期を、使用者又は配偶者の子で、規則で定める者のうち最も年少のものが十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日(以下この条において「当該日」という。)が、当該許可の日から十年を経過した日以後に到来する場合は当該日までとすることができ、第三十九条の二第二項第一号中「こと」の下に「、知事が別に定める世帯構成であること」を加える。

第三十九条の二第八項に次のただし書を加える。

ただし、第一項ただし書の規定による定期使用許可をした場合について、当該定期使用許可の日から当該日までの期間(当該定期使用許可の日から十年を経過した日までの期間を除く。)における第三十一条、第三十二条第二項、第三十三条及び第三十五条の規定の適用については、この限りでない。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(使用手続に係る経過措置)

2 この条例による改正後の東京都営住宅条例(以下「新条例」という。)第十一条第一項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に新条例第四条の規定による使用許可を受ける者から適用する。

3 施行日前に提出された請け書のうち、新条例第四条の規定による使用許可に係るものについては、新条例第十一条第一項の規定により提出された請け書とみなす。

(定期使用許可に係る経過措置)

4 施行日前にこの条例による改正前の東京都営住宅条例(以下「旧条例」という。)第三十九条の二第二項の規定による定期使用許可(同項第一号に該当する場合に限る。)を受けた使用者であつて、かつ、施行日において当該定期使用許可の日から十年を経過した日(以下「期間満了日」という。)が到来していないものについては、

当該定期使用許可に係る使用期間の終期を、新条例第三十九条の二第二項ただし書に規定する規則で定める者のうち最も年少のものが十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日(以下「当該日」という。)が、期間満了日以後に到来する場合は当該日ま



とすることができる。この場合において、旧条例第三十九条の二第二項の規定による定期使用許可は、新条例第三十九条の二第二項の規定による定期使用許可とみなして新条例の規定（第十一条第一項を除く。）を適用する。

東京都福祉住宅条例の一部を改正する条例を公布する。

令和元年九月二十六日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第四十号

東京都福祉住宅条例の一部を改正する条例

東京都福祉住宅条例（昭和三十五年東京都条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「連帯保証人一人の署名する請書」を「請け書」に改め、同項ただし書を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の東京都福祉住宅条例（以下「新条例」という。）第九条第一項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に同条第二項の規定による使用承認を受ける者から適用する。

3 施行日前に提出された請け書のうち、新条例第九条第二項の規定による使用承認に係るものについては、同条第一項の規定により提出された請け書とみなす。

東京都引揚者住宅条例の一部を改正する条例を公布する。

令和元年九月二十六日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第四十一号

東京都引揚者住宅条例の一部を改正する条例

東京都引揚者住宅条例（昭和二十六年東京都条例第六十一号）の一部を次のように改正する。

第五条中「たゞちに保証人連署の請書」を「直ちに請け書」に改める。

第六条を次のように改める。

第六条 削除

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

東京都小笠原住宅条例の一部を改正する条例を公布する。

令和元年九月二十六日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第四十二号

東京都小笠原住宅条例の一部を改正する条例

東京都小笠原住宅条例（昭和四十五年東京都条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第一号中「資格を有する連帯保証人の連署する請書」を「請け書」に改める。

第十七条中「一に」を「いずれかに」に、「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条第三号を次のように改める。

三 第八条第一項第一号の請け書の記載事項に変更が生じたとき。

第十七条第四号を削り、同条第五号中「前各号」を「前三号」に改め、同号を同条第四号とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の東京都小笠原住宅条例（以下「新条例」という。）第八条第一項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新条例第九

条の規定による使用許可を受ける者から適用する。

3 施行日前に提出された請け書のうち、新条例第九条の規定による使用許可に係るものについては、新条例第八条第一項第一号の規定により提出された請け書とみなす。

東京都地域特別賃貸住宅条例の一部を改正する条例を公布する。

令和元年九月二十六日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第四十三号

東京都地域特別賃貸住宅条例の一部を改正する条例

東京都地域特別賃貸住宅条例(昭和六十三年東京都条例第百三三号)の一部を次のように改正する。

第十條第一項第一号中「資格を有する連帯保証人の連署する」を削り、同号ただし書を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の東京都地域特別賃貸住宅条例(以下「新条例」という。)第十條第一項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に同条第二項の規定による使用許可を受ける者から適用する。

3 施行日前に提出された請け書のうち、新条例第十條第二項の規定による使用許可に係るものについては、同条第一項第一号の規定により提出された請け書とみなす。

東京都特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例を公布する。

令和元年九月二十六日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第四十四号

東京都特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例

東京都特定公共賃貸住宅条例(平成五年東京都条例第六十五号)の一部を次のように改正する。

第十條第一項第一号中「資格を有する連帯保証人の連署する」を削り、同号ただし書を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の東京都特定公共賃貸住宅条例(以下「新条例」という。)第十條第一項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に同条第二項の規定による使用許可を受ける者から適用する。

3 施行日前に提出された請け書のうち、新条例第十條第二項の規定による使用許可に係るものについては、同条第一項第一号の規定により提出された請け書とみなす。

東京都福祉保健局関係手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

令和元年九月二十六日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第四十五号

東京都福祉保健局関係手数料条例の一部を改正する条例

東京都福祉保健局関係手数料条例(平成十二年東京都条例第八十七号)の一部を次のように改正する。

第四條第一項中「別表二十六の項ヌ」を「別表二十六の項ヲ」に改め、同条第二項中「別表二十六の項ル」を「別表二十六の項ワ」に改め、同条第三項中「別表二十六の項ヲ」を「別表二十六の項カ」に改め、同条第四項中「別表二十六の項ワ」を「別表二十六の項ヨ」に改める。

別表二十二の項イ中「二万六百元」を「二万七百元」に改める。

別表二十六の部の款3の項中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。  
八 介護医療院サービス並びに短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護(い

ずれも介護医療院において提供されるものに限る。)の全部又は一部

附則

この条例は公布の日から施行する。ただし、別表二十二の項の改正規定は、令和元年十月一日から施行する。

保健所の設置等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和元年九月二十六日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第四十六号

保健所の設置等に関する条例の一部を改正する条例

保健所の設置等に関する条例(昭和二十三年東京都条例第百二十八号)の一部を次のように改正する。

別表東京都西多摩保健所の項位置の欄を次のように改める。

東京都青梅市東青梅一丁目百六十七番地の十五

附則

この条例は、令和元年九月三十日から施行する。

東京都民生委員定数条例の一部を改正する条例を公布する。

令和元年九月二十六日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第四十七号

東京都民生委員定数条例の一部を改正する条例

東京都民生委員定数条例(平成二十六年東京都条例第五十一号)の一部を次のように改正する。

表中央区の項中「百十五人」を「百二十人」に改め、同表文京区の項中「百四十六人」を「百五十一人」に改め、同表墨田区の項中「二百十一人」を「二百八人」に改め、同表江東区の項中「三百二十六人」を「三百二十七人」に改め、同表大田区の項中「五

百五人」を「五百七人」に改め、同表世田谷区の項中「六百三十六人」を「六百五十四人」に改め、同表渋谷区の項中「百九十九人」を「百九十八人」に改め、同表中野区の項中「三百九人」を「三百十一人」に改め、同表杉並区の項中「四百三十二人」を「四百三十三人」に改め、同表豊島区の項中「二百六十一人」を「二百五十八人」に改め、同表北区の項中「三百二十四人」を「三百二十三人」に改め、同表荒川区の項中「二百十五人」を「二百十六人」に改め、同表板橋区の項中「五百三十二人」を「五百三十七人」に改め、同表練馬区の項中「五百七十六人」を「五百七十七人」に改め、同表足立区の項中「五百六十三人」を「五百五十八人」に改め、同表葛飾区の項中「四百四人」を「四百七人」に改め、同表江戸川区の項中「四百三十五人」を「四百四十四人」に改め、同表武蔵野市の項中「百九人」を「百人」に改め、同表日野市の項中「百三十三人」を「百三十四人」に改め、同表東村山市の項中「百十九人」を「百十七人」に改め、同表国立市の項中「五十七人」を「五十六人」に改め、同表東大和市の項中「六十人」を「六十一人」に改め、同表清瀬市の項中「五十五人」を「五十一人」に改め、同表大島町の項中「二十九人」を「三十人」に改める。

附則

この条例は、令和元年十二月一日から施行する。

東京都大気汚染障害者認定審査会条例の一部を改正する条例を公布する。

令和元年九月二十六日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第四十八号

東京都大気汚染障害者認定審査会条例の一部を改正する条例

東京都大気汚染障害者認定審査会条例(昭和四十七年東京都条例第百十八号)の一部を次のように改正する。

別表東京都西多摩保健所の項位置の欄を次のように改める。

東京都青梅市東青梅一丁目百六十七番地の十五

附則

この条例は、令和元年九月三十日から施行する。

東京都感染症の診査に関する協議会条例の一部を改正する条例を公布する。

令和元年九月二十六日

東京都知事 小池百合子

●東京都条例第四十九号

東京都感染症の診査に関する協議会条例の一部を改正する条例

東京都感染症の診査に関する協議会条例(平成十一年東京都条例第四十七号)の一部を次のように改正する。

別表東京都西多摩保健所の項位置の欄を次のように改める。

東京都青梅市東青梅一丁目百六十七番地の十五

附則

この条例は、令和元年九月三十日から施行する。

発行 東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号  
電話 〇三(五三二二)一一一一(代)  
郵便番号 163-8001  
定価

本号 三〇円  
一箇月 六、六〇〇円  
(郵送料を含む。)

印刷所 勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七号  
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)  
郵便番号 113-0001

